

議 事 録

会議の名称	令和5年度 第3回壱岐市自治基本条例審議会
開催日時	令和5年11月28日(火) 19:00から20:20まで
開催場所	勝本町ふれあいセンターかざはや イベントホール
出席者	委員21名(9名欠席)、事務局5名
会議の次第	1 開 会 2 議 事 (1) 条文・逐条解説(案)について (2) 検証作業「条例が活用されているか」 (3) 今後のスケジュールについて 3 閉 会

内 容

1 開会

企画振興部長あいさつ

2 議事

(1) 条文・逐条解説(案)について

事務局：【資料1】は、条文・逐条解説の現時点での事務局案になっている。時間の都合上、全てを説明することはできないが、本日2点委員の皆様からのご意見をいただきたい。1点目は第3条(定義)第4号「まちづくり」の定義について。条例の中で「まちづくり」という言葉が頻繁に登場することから、しっかりとした説明が必要なのではないかということでご意見をいただいております、朱書きのとおり、事務局案を作成した。こちらは、他市の事例や専門部会でのご意見等を踏まえて作成したもので、改めて、委員の皆様方からご意見等をいただければと思う。

委員A：ここに書いてある文言自体はこれでいいと思うが、まちづくりの「まち」の範囲はどこを指すのか。まちづくり協議会単位という認識でいいのか。私たちは、住民の1人として10年後、20年度どう持続させるか、そのための活動をするのが私はまちづくりの基本だと思う。小さな団体もいっぱいあるが、それだけでは対応できない。どこを指して「まち」とするのかははっきりさせておいた方がいいのではないかと。

委員B：まちづくりの範囲だが、自治基本条例の第25条「市長等はコミュニティ活動を推進するため、新たな組織を設置することができるものとする。」というのを受けて、壱岐市行政区設置検討委員会というものが平成31年に立ち上がり、その中で小学校区ごとのまちづくり協議会の設立が提案されて、その後、まちづくり協議会設置条例が制定されたというような経緯があるので、まちづくりの単位は各小学校区と捉えていいのではないかと。

会長：一般的に自治基本条例等でまちという範囲の話をする時は、基本的にはコミュニティ単位が最初に出てくる。ただ、これは我々の世界では、補完性の原理という風によく言うのだが、できるだけ小さな単位でやれることは全部やるけれども、やれないことは周りと一緒にやるので、最終的には自治体全域を指すケースというのが非常に多い。物事に応じて、例えば教育問題を扱う時に、教育を非常に小さいコミュニティ単位とするのは難しいから、その時は当然学校単位という話がでてくるし、廃棄物とかそういうごみ処理の話になってくると、より大きな単位ですというのが当たり前なので、そういうようなところを指すというケースが多い。あくまで一般的な話。例えば「まち」という単位は対象とする物事、課題や問題に応じてその大きさを変えるというのが一般的な考え。

委員A：まちづくり協議会が初めてできてから、もう4年くらい経つが、まだ出来ていない地区があるが、原因は何だろうとお考えか。やはり全ての小学校区でできていないと、同じ土俵で話ができない。出来ていない原因についてみんな知らなければいけないのではないか。

事務局：盈科小学校区と石田地区については、準備組織についてはできているような状況で柳田地区については、既存の組織での活動ができている状況なので、まちづくり協議会の必要性という部分の協議を進めているという状況。

委員A：今後の見通しは。

事務局：まちづくり協議会の担当部署が異なるが、石田については、準備組織ができており、定期的な会議も行われているということで伺っている。盈科地区については、会長の人選が中々決まらないというところで、協議が進んでいないため、もうしばらく時間がかかるかと思っている。柳田地区については、現時点で活発な活動ができているため、すぐすぐに立ち上がるというような状況ではないと認識している。

委員C：10年前にプロジェクト組織という組織を作っており、現在のまちづくり協議会と同じような活動を地域で既にやっていたため、まちづくり協議会の話が来た時も、特別に作る必要はないのではないかとすることでそのままとなっている。まちづくり協議会の今後については、統廃合となった場合などに考えていく必要があるかなと思っている。

委員D：以前、まちづくり協議会の代表者20名くらいで大牟田に研修に行った時に、小学校単位で作っているとのことで、全ての地区でできているのかと質問した際に、やはり地域の事情に応じてされていると。何がなんでもまちづくり協議会をつくらなければならないというわけではないのではないかと思う。地域の人意見を一番に進められたらいいのかなと思う。自治会長さんもこのような場に出てこられているので、こういう場を大切にしたらいい。

委員E：基本条例なので、基本法という捉え方をすれば、このまちづくりをまちづくり協議会と結びつける必要はなくて、案にも書いてあるとおり、「持続可能な住みよい地域社会を作るためのあらゆる取り組み」というのは、過去から現在まで流れてきているので、どんな「まち」ができようと、きちんとこの基本条例の中に包括していれば、それで足りると捉えている。まちづくり協議会についても、遅く設立されるところもあれば、早く設立したところが次の段階に進むかもしれない。それらを包括しているこの文言はよくできていると私は思う。

委員F：今、公民館長もしており、まちづくり協議会の部会にも参加している。そういった中で地区の公民館でできることと、まちづくり協議会でしかできないことがあると思う。今まで歴史的に地区公民館はスポーツのイベントであったり、小学校単位での運動会を行ったりとかで、その中に敬老会も入っている。まちづくり協議会に期待しているのは、少額だが、予算もあるし、また若い人達の声など色々な声も聴けると思うので、そういったところから自然発生的に新たなイベントなどができる可能性があるのではないかと考えている。その可能性にかけるところがまちづくり協議会ではないかなと私は思う。地区の公民館とまちづくり協議会が何らかの形で連動していけるような体制が1番理想に近づくのではないかな。

会長：「まち」という単位をどうするのかというところについては、例えば先程のまちづくりの定義のところ、道路・公園を作るとなると最小のコミュニティの単位だけではできないもので、やはり周りとの調整が必要で、一緒にやらないといけない。「まち」という単位を最小の単位だけという風に捉えてしまうと、この条文の中身も変わってきてしまう。そういう意味では、臨機応変に「まち」という単位を捉えるという考え方が一つあるのではないかなと思う。

会長：もう一つ、全てまちづくり協議会をつくって、一緒に進んでいかないといけないのではないかなというところについては、まちづくり協議会というものが全国各地で発生してきた由来から言うと、今までの既存の組織が「まち」で暮らすために提供できていたような機能を提供できなくなってきたので、新しい体制をとって、色々なところと調整しながらやっていこうというのが大元になっている。そう考えると、壱岐の各地域も各地区恐らく大変な状況にあるということが容易に想像できるのだが、ある地域では必要な機能が満たされているので、さらに新たな組織をとすることは、今はできないよねという判断があるのではないかなと思う。なので、そこに関しては、あくまでまちづくりは市民が主体的に動いていくということが大原則かなと思うので、まちづくり協議会がないところで、将来的にそれが提供できなくなる可能性があるということを住民の皆さんが自覚された時に、多分ちょっと組織の形を変えていこうかなというものがでてくるのではないかなと思う。

会長：地域の事情というのは地域によって違うので、そういう意味ではこの自治基本条例の中で義務付けたり、揃ってから条例を作っていくではなく、地域ごとのあり方があるというところも担保する形で条例を見直していくことが大事かなと思うので、それぞれの地域の判断を尊重することが大事なのかなと思う。そういう形で整理ができれば。

事務局：2点目について、前文の4行目の「平成27年4月に日本遺産第1号に認定されました。」という部分について、事務局としては削除できないかと考えている。理由としては、審議会・専門部会のご意見でも出た「SDGs 未来都市」や「気候非常事態宣言」など、その他の取組がある中で、日本遺産だけ記載するのは違和感があるということ。そして、逆にそれらを条文に入れてしまうと前文が長くなってしまいうということがあり、前後の文脈からも削除して問題ないと思うので削除してはどうかと考えている。委員の皆様からのご意見等をいただきたい。

～特に意見等なし～

(2) 検証作業「条例が活用されているか」

会 長：続いて、条例の検証「条例が活用されているか」について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：【資料2】条例が活用されているかについて、専門部会A、B、Cにてそれぞれ検証作業を行った。今回の検証作業では、この専門部会で出たご意見等を元に、自治基本条例に謳われた「まち」をつくるために市民、議会、行政等が同条例にある姿勢を有しているか、そして、市民参画や行政と市民の協働に関する現状であったり、今後の課題などについて、広く皆様方からご意見等をいただければと思う。いくつかの条文についてまとめて事務局から説明をさせていただき、それに対するご意見をいただくような形で進めさせていただければと思う。

第5条・第6条

～事務局から説明～

委員G：まちづくり協議会の単独での役割と連携・共有といった役割の2つあるとっていて、単独の役割のところは昔から上手くいっているところはあえてまちづくり協議会でなくてもいいと思っている。まちづくり協議会ができて今後期待することは、各地域の取組等を共有するということできれば、より良くなっていくみたいなどころがあるので、次の発展として、まちづくり協議会同士で共有して、よいところは真似していくみたいな、そういった会議体みたいなどころまでしっかりと作っていくということを、この検証作業の結果としてできればいいと思っている。

委員G：もう一つ、無関心な市民が多いというところで、市民参画と言っているが、結局市民参画する人がほとんどいないみたいなことは全国どこでも一緒。その解決策みたいなどころでいくと、やはり自分が関わる部分というのは結構限られており、例えば私だと子育てに関心があるとか、ご年配の方であれば、自分達の身の回りの生活や防災に関心があるとか、そういった適材適所でしっかりとまちづくり協議会の動きが伝わるような方法が必要。計画書や報告書をホームページで見たりもするが、それ以外にも、若者向けみたいなどころでLINE公式アカウントなどを壱岐市でもやっていると思うので、壱岐市さんと協働で情報発信をするなど、まちづくり協議会はこういった動きをしますみたいなどころが市民にダイレクトに届くようになれば、より関心を持って、ちょっと何かをやってみようかなという風に思うと思う。情報発信の仕方を工夫することで、無関心な市民を一人でもそういったまちづくり協議会の活動に参加させるような動きができればいいかなと思う。

第7条・第8条

～事務局から説明～

委員G：子どもの権利について、この条例では子どもについて結構書かれているが、子どもが関わっていないということが一番問題だと思っているので、今回関わるのは難しいかもしれないが、次回の5年後の審議会の際には、それこそ中学生や高校生を授業の一環として巻き込んでみたり、子どもが関わるができる仕組みを作ることによって、より中

身の濃い条例にできればと思っている。

会 長：非常に大事なところで、今から会議の中にとというのは難しいかもしれないが、恐らく子どものまちづくりに関する意見が市役所の中にあったり、総合計画策定の中でそのようなものが出てきていたりすると思うので、可能であればそれらを反映させるなど事務局で検討いただければと思う。

委員C：資料にある「子供ら」という表現はどうか。

事務局：こちらは「子供達」という言葉に訂正させていただければと思う。

委員H：まちづくりに消極的・無関心な地域住民をいかに関わらせていくかということに関連して、この自治基本条例のような素晴らしい民主主義の基本みたいな概念が壱岐市にあるということ子どもたちの成長段階から身近に知っておくということが無関心な大人にならないための先行投資だと思う。子供達の権利の中にそもそもこの自治基本条例で自分達には権利と義務があるということを早い時期からもうちょっと認識してもらえよう環境とか機会を大人が用意していかなければならないということを感じて盛り込めるといいのではないかと感じている。茅ヶ崎市で子ども選挙という本物の選挙と同じように運営しているものが全国的にも広がっている。子どもが選挙を通じて自分達のまちのおかしいところや不思議なところが見ついて、発言をして、大人が聞いてくれて実現してくれるといった体験ができる。そういう権利を子ども達が持っているということを早い時期から設定してあげられるような文言があるといいと思う。

第12条・第13条

～事務局から説明～

～特に意見等なし～

第21条・第22条

～事務局から説明～

～特に意見等なし～

第23条・第24条

～事務局から説明～

～特に意見等なし～

第27条・第28条

～事務局から説明～

委員G：28条に関して、移住者についての記載が入っているが、以前委員の方々から移住者があまりまちづくりに協力しないというところが問題だという話もあったので、まずは移住者がどうやったらまちづくりに協力するかといったところを、移住者の立場とか移住者の意見を集約するかそういった仕組みを作ったり、当然地元の方の意見もあれば、移住者の意見もあると。そこをすり合わせるような会議体のようなものを作って、双方が色々な意見を出し合って、より良いまちづくりができればという風に思っている。

委員G：移住施策についても、人口減少・少子高齢化が進んでおり、ある程度外から移住者を入れるということをしていかないと、人口がどんどん減っていってしまうので、もっと移住者の意見を反映させてアップデートしていくみたいなことをしていただければという風に思っている。

委員A：記載の意見にもあるように自主防災組織を作ったが、機能しないとか、公民館ごとに最初は作られたと思うが、結局小さい単位では、防災訓練などできるわけがない。実際に防災訓練を先日行ったが、一番大事なのは若手を取り込まなければやれないということ。お年寄りだけで動いて何ができるか。それらが機能できるようにしないといけない。

委員B：小さな文言は、後でまた検討されると思うが、資料1の25ページの協働のところの条文では「協働して」と記載されているが、逐条解説では「協力して」や「連携・協力をして」となっている。統一して「協働して」という文言に変更してはどうか。「協働」というのが、異なる強みを持った主体が共通の目的のために責任と役割を分担して、共に汗をかいて成果を共有することなので、統一して問題ないかと思う。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局：～【資料3】に沿って説明～

事務局：第2回審議会にて3月議会への上程に向けてスケジュールを組み直したところで、今後の予定としては中間提言書をまとめる第4回審議会の開催を12月26日に開催をしたいと考えているところ。改めて正式な通知等はお送りする。その後はパブリックコメントの募集を約1ヶ月間行い、2月の頭にその結果を踏まえた最終提言書をまとめる第5回目の審議会を開催したいと思っている。

委員：～特に意見等なし～

3 閉会